

発行
 尼崎市資産統括局
 税務管理部税務管理課
 尼崎市東七松町 1-23-1
 Tel 06-6489-6243

キャッシュカードで口座振替手続きができます！

口座届出印の押印が不要で、お申込みから口座振替開始までの時間を大幅に短縮できます。

- ※上記金融機関でも、カードの種類や口座の種類により、ご利用になれない場合があります。
(例: 生体認証カード、法人カード、代理人カード、貯蓄預金口座等)

●口座振替キャンペーンを実施中●

当選者の発表は、平成26年12月上旬の当選通知の発送をもって代えさせていただきます。

尼崎市内で生産され『メイドインアマガサキコンペ』で認証された、
 ◇ワンダフルソース◇尼の生醤油◇ぼんず一番搾りのセット。



【お問い合わせは納税課まで TEL 06-6489-6285】

[illegible]

一定の改修工事を行った住宅に対する 固定資産税の減額について

固定資産税には次の改修工事を行った場合、申告に基づき一定期間減額する制度があります。なお、減額措置の申告は改修工事完了後**3ヶ月以内**に行っていただく必要があります。

1 耐震改修工事

国土交通省が定める現行の耐震基準に適合する耐震改修を行い、建築士等が証明書を発行した住宅に対する減額措置（1戸あたり120㎡までの固定資産税額の2分の1を1年度分減額）があります。

また、「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅については、2年度分まで減額されます。

〔要件〕

- 昭和57年1月1日以前に建てられ、平成27年12月31日までに一定の耐震改修を行った住宅で、耐震改修費用が50万円超

2 省エネ改修工事

国土交通省が定める現行の省エネ基準に適合する改修工事（窓、天井、壁、床の断熱性を高める工事）を行い、建築士等が証明書を発行した住宅の居住用部分について、減額措置（1戸あたり120㎡までの固定資産税額の3分の1を1年度分減額）があります。

※住宅用太陽光発電装置設置工事は対象外です。

〔要件〕

- 平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、居住部分が全体の2分の1以上
- 平成28年3月31日までに省エネ改修を行った住宅
- 改修工事費が50万円超で、窓の断熱性を高める改修工事を含むこと



3 バリアフリー改修工事

浴室や便所改修、手すり設置等のバリアフリー改修工事を行った住宅の居住用部分について、減額措置（1戸あたり100㎡までの固定資産税額の3分の1を1年度分減額）があります。

〔要件〕

- 平成19年1月1日以前に建てられた居住部分が全体の2分の1以上の住宅（貸家部分を除く）で、平成28年3月31日までに一定のバリアフリー改修を行った住宅
- (ア) 工事完了日の翌年1月1日現在で65歳以上の方、(イ) 要介護又は要支援認定を受けている方、(ウ) 障がい者の方、のいずれかの方が居住している住宅
- 補助費を除く自己負担額が50万円超

お問い合わせは資産税課まで
※申告書・証明書等の用紙は、
資産税課にあります。

TEL06-6489-6264(大庄・武庫地区担当)
TEL06-6489-6265(小田・立花地区担当)
TEL06-6489-6266(中央・園田地区担当)

公的年金等を受給されている方へ

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している方は、申告が不要となる場合があります。

扶養親族等申告書とは・・・

所得税の課税対象となる方（65歳未満で年間108万円以上、65歳以上で158万円以上の老齢年金を受給された方）に、毎年10月下旬から11月下旬にかけて年金支払者から送付される申告書です。

《「扶養親族等申告書」は、毎年ご提出いただく必要があります》

- ・扶養家族・対象人数等の変更があった場合は、変更箇所について正確に記入のうえ、ご提出ください。
- ・扶養家族、対象人数等に変更が無い場合でも、「変更無し」を選択のうえ、ご提出ください。

ただし、次に該当する方は今までどおり市役所への申告手続きが必要になります。

確定申告をする必要がない方のうち、個人市・県民税が課税される方で

- ・公的年金等以外の他の所得がある方（公的年金等以外の所得が給与所得のみの方で勤務先より市役所に給与支払報告書が提出される方は不要です）
- ・他の所得控除等（医療費控除・生命保険控除・寄附金控除等）を受けようとされる方

認定NPO法人に寄附すると税額が控除されます

◇兵庫県で認定された特定非営利活動法人（認定NPO法人）のうち、尼崎市内に主たる事業所を有するものに対して寄附※することで、個人市・県民税が控除されるようになりました ◇

控除を受けるためには、税務署に対する確定申告または市に対する申告が必要です。

なお、尼崎市以外の兵庫県下に事業所を有する認定NPO法人については、個人県民税のみが控除対象となります。

※兵庫県での認定日“以後”にされた寄附のみが制度の対象となります。

《検索方法》

- ・インターネットの検索窓で「兵庫県 認証申請団体一覧」と検索。
⇒検索結果の「認証申請等公告状況」をクリック。

【お問い合わせは市民税課まで TEL 06-6489-6246】

軽自動車税について ～こんなときは市に届出を～



軽自動車税が課税されている乗り物のうち、原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカーについて「盗難に遭ったとき」、「他人に譲ったとき」などには、市に対して所定の届出をしていただく必要があります。届出が必要なときは次の表のとおりです。

対象車種	届出が必要なとき（一例）	お問い合わせ先
原動機付自転車 （125cc 以下のバイク） 小型特殊自動車 ミニカー	盗難に遭ったとき 他人に譲ったとき 保管場所が変わったとき 回収業者に引き渡すとき 廃棄処分をするとき	尼崎市役所 税務管理課 TEL 06-6489-6288

《届出先・お問い合わせ先が市ではないものについて》

次の表の車種に関する届出、お問い合わせは、それぞれに対応する「お問い合わせ先」に対して直接行ってください。

対象車種	お問い合わせ先
2 輪の軽自動車（125cc 超 250cc 以下のバイク） 2 輪の小型自動車（250cc 超のバイク）	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 TEL 050-5540-2066
3 輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会 兵庫事務所 TEL 078-927-3648

※普通自動車のお問い合わせは、西宮県税事務所まで（TEL 0798-23-7788）

軽自動車税の税率が平成27年度から改正されます

平成26年3月に地方税法が改正され、軽自動車税の税率が平成27年度から現行の約1.25～2倍に引き上げられました。

この改正を受け、尼崎市は軽自動車税の税率を改める市税条例を定めました。

軽自動車税に係る市税条例の改正内容の詳細につきましては、『市報あまがさき』8月号や尼崎市公式ホームページをご覧ください。税務管理課までお問い合わせください（TEL 06-6489-6243）。